

池田町入所選考基準表

		区 分		基準点	父	母		
基準点	1	就労 (通勤時間を含む)	月 160 時間以上		100			
			月 120 時間以上 160 時間未満		90			
			月 80 時間以上 120 時間未満		70			
			月 48 時間以上 80 時間未満		50			
			単身赴任による就労		100			
	2	妊娠・出産		90				
	3	疾病・障がい	疾病	入院	100			
				自宅療養	常時臥床、感染症	100		
					長期療養（安静）	100		
					一般療養	60		
		障がい	身体障害 1・2 級、精神障害 1・2 級、知的障害 A	100				
	身体障害 3 級、精神障害 3 級、知的障害 B・C		70					
	上記以外で必要と思われるもの (医師の診断書により判断)		40					
4	常時介護 又は看護	入院付き添い	週 4 日以上	100				
			週 3 日以下	70				
		在宅介護・看護（心身障害、常時臥床、病人）		70				
5	災害復旧		100					
6	求職活動	求職を継続的に行っていること		30				
7	就学	在学中（就業訓練・技能習得含む）		就労に 準ずる				
8	虐待・DV	虐待やDVのおそれがある場合（要支援家庭）		優先				
9	育児休業	育児休業取得時にすでに保育を利用していること		30				
補正点	項 目			補正点	該当			
	1	両親欠員世帯		50				
	2	ひとり親世帯		30				
	3	育児休暇・産後休暇明け		20				
	4	兄弟・姉妹が同一保育所に入所している場合		30				
	5	保護者が町内の 保育業務に従事	月 160 時間以上	40				
			月 120 時間以上 160 未満	10				
	6	同居している 65 歳未満の祖父母親族等が保育可能		-30				
7	自営業及び在宅勤務等で勤務時間や勤務場所の調整が可能で、 子どもを保育する時間がとれる		-10					

備考 基本点を集計する際は、父又は母の点数の低い方を用います。